

郵便入札における「くじ引き」による 落札者の決定方法について

郵便入札において、開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をしたものが2者以上ある場合は、「くじ引き」で落札者を決定します。

1. 決定方法

(1) 開札立会人によるくじ引き

くじ引きは、開札立会人がくじ引きを行い、落札者を決定していく以下の仕組みで実施します。

(2) くじ引き方法

① 開札立会人 A

あらかじめ用意された数枚の「くじ引き用紙」の中から1枚を選び出します。

② 開札立会人 B

①の「くじ引き用紙」の直線の上に、1からくじ引きに参加する者と同数の数字までを順不同で記入します。

③ 開札立会人 C

当該くじ引きに係る「入札書」を任意に1枚ずつ選び出し、その順番に従って1から順に番号を付します。

④ ②の「くじ引き用紙」に付された番号と、③の「入札書」に付された番号を突合し、「決定」の表示のある番号と同じ番号を付した「入札書」を提出した者を落札者として決定します。

⑤ くじ引き終了後、当該くじ引きの結果を確認し、その証としてくじ引き用紙に各自署名していただきます。

